平成２７年（フ）第２０号
愛知県額田郡幸田町大字菱池字矢尻14番地１　Ｂ－101、前住所愛知県岡崎市舞木町字茶屋河原80番地１　エスポワール舞木903
債務者　酒井　美幸
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
釧路市愛国西２丁目18番９号
債務者　三浦　隆二
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４６号
栃木県宇都宮市南町10番21号　パティオ203号室、前住所栃木県宇都宮市兵庫塚２丁目11番３号
債務者　髙橋　　怜
1　決定年月日時　平成27年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０９３号
東京都八王子市散田町２丁目５番19号
債務者　五島由美子（旧姓鷹觜）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４４９号
静岡県浜松市南区新橋町678番地　新橋トットジョイ306号、前住所愛知県名古屋市守山区緑ケ丘110番地　シティファミリー小幡北山Ａ棟201号
債務者　濵田　多恵（旧姓上ノ園）
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
静岡県磐田市見付413番地
債務者　鈴木　孝和
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
静岡県浜松市東区子安町321番地の７　ソシエール子安304号室
債務者　岡本　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２号
沖縄県うるま市石川山城1703番地５　サンヒルズ仲村105号
債務者　新垣美智子（旧姓津覇）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２２６１号
東京都豊島区千早１丁目６－11－401
破産者　田所　　悟
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３９７号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1205－２　芙蓉ハイツ１－19
破産者　外山　久男
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３９８号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1205－２　芙蓉ハイツ１－19
破産者　外山寿美子
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２４４号
東京都日野市旭が丘２丁目41番地の１
破産者　株式会社シーネット
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８６１号
千葉県浦安市今川２丁目３－６
破産者　佐藤　義幸
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４８８号
千葉県白井市冨士57－14－102、開始決定時の住所千葉県白井市冨士67－99　セントラルハイツＩ103
破産者　土肥　伸一
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９５６号
大阪府大阪市中央区南船場１丁目３番５号
破産者　株式会社フラップマネジメント
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９９８号
東京都町田市成瀬台３丁目８－19、開始決定時の住所東京都町田市広袴３丁目32－８
破産者　瀬古　俊二
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２２３号
東京都豊島区南長崎１丁目18番16号　アネックス目白６Ｆ
破産者　株式会社コスモレーザサイエンス
1　決定年月日　平成27年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部